

# アレルギー疾患対策基本法案（概要）

## 1 目的

アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状及びアレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びアレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本的施策を定めることにより、アレルギー疾患対策を総合的に推進すること。

## 2 基本理念

- ① 総合的な施策の実施により生活環境の改善を図ること。
- ② 居住地域にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるようにすること。
- ③ 適切な情報の入手ができる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制の整備がなされること。
- ④ アレルギー疾患研究を推進し、その成果等を普及・活用・発展させること。

## 3 責務

国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を規定すること。

## 4 アレルギー疾患対策基本指針等

- ・厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため「アレルギー疾患対策基本指針」を策定すること。
- ・都道府県は、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができること。

## 5 国が講ずる基本的施策

### アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減

- ・生活環境が及ぼす影響に関する普及啓発、重症化予防等に関する教育の推進等
- ・生活環境の改善を図るための措置の実施

### アレルギー疾患医療の均てん化の促進等

- ・アレルギー疾患医療に係る専門知識・技能を有する医師等の育成
- ・専門的なアレルギー疾患医療の提供等を行う医療機関の整備

### アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

- ・アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上に係る専門知識・技能を有する保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等の育成
- ・連携協力体制の確保、研修の実施、相談体制の整備、教育の推進等

### 研究の推進等

- ・アレルギー疾患研究の促進及びその成果の活用のための施策の実施
- ・アレルギー疾患医療に係る医薬品等の治験の迅速化のための環境整備

## 6 地方公共団体が講ずる基本的施策

地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、施策を講ずるよう努めること。

## 7 アレルギー疾患対策推進協議会

アレルギー疾患対策基本指針の策定又は変更に当たって意見を述べる機関として、アレルギー疾患対策推進協議会を厚生労働省に置くこと。

## 8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。